

お薬依頼書

クラス名		園児名		保護者名	
病院名				医師名	
病名（または症状）				処方期間	月 日 ~ 月 日
使用時間	食前・食後・おやつ前・オヤツ後			保管	常温・冷蔵・その他()
薬の種類（個数）	粉()・シロップ()・外用薬()・目薬()・その他()				
薬の内容	かぜ薬・抗生素質・咳止め・整腸剤・外用薬（使用方法 / ）				

月/日(曜日)						
朝の投薬時間						
受領者						
投与者						
園の投薬時間						

お薬依頼書

クラス名		園児名		保護者名	
病院名				医師名	
病名（または症状）				処方期間	月 日 ~ 月 日
使用時間	食前・食後・おやつ前・オヤツ後			保管	常温・冷蔵・その他()
薬の種類（個数）	粉()・シロップ()・外用薬()・目薬()・その他()				
薬の内容	かぜ薬・抗生素質・咳止め・整腸剤・外用薬（使用方法 / ）				

月/日(曜日)						
朝の投薬時間						
受領者						
投与者						
園の投薬時間						

保護者の方へ

日本保育園保健協議会より引用

- 1 お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できない時は、保護者と園側とで話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するために、『お薬依頼書』に必要事項を記載していただき、薬に添付して保育園に手渡していただきます。
- 2 くすりはお子さんを診察した医師が処方し、調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものにかぎります。
- 3 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
(期限切れ、兄弟あるいは姉妹などに処方されたもの)
- 4 坐薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用にあたってはその都度保護者にご連絡しますのでご了承下さい。
- 5 初めて使用する坐薬については対応できません。
- 6 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が出たら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、その都度保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。
- 7 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引く病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うとともに、相互の連絡が必要です。
- 8 持参する薬について…
 - ① 医師が処方した薬には必ず『お薬依頼書』を貼付して下さい。
なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それも貼付して下さい。
 - ② 使用する薬は1回ずつに分けて、食前、食後を記入のうえ当日分のみご用意下さい。
 - ③ 袋や容器にお子さんのクラス、名前を記載して下さい。
- 9 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝え下さい。